



第4号様式

流高第1166号
令和6年2月19日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

流山市役所	健康福祉部
高齢者支援課	担当 時田
電話	7150-6080
ファクス	7159-5055

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第133号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部高齢者支援課	指摘	行政財産使用料について、納期限を過ぎても納入に至らないものがあつたにもかかわらず、流山市財務規則第44条の規定による督促を行っていなかった。流山市財務規則に基づく適正な事務手続を求める。	行政財産使用料の納入について、令和5年12月13日付で歳入の確認を行いました。流山市財務規則第44条の規定に基づき、改善策として、課内でチェックシートを作成し、進行状況について把握をします。その方法については、毎日開閉するラック扉の裏面に貼付けし、管理職、係員の目に常時とどまるようにします。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。